実施隊（鳥獣被害防止特措法第九条第一項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置及びその機能の強化を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置、捕獲等をした対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第四条第二項第二号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）の食品としての利用等その他の鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、対象鳥獣の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

なお、都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配意する。

2　②～④　（略）

3　実施体制の整備

鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にあり、また、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。

や捕獲機材の導入、対象鳥獣の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

なお、都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配意する。

2　②～④　（略）

3　実施体制の整備

鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にあり、また、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。

このため、市町村において、協議会の組織化を推進するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置及びその機能の強化を推進する。

(1)　協議会

鳥獣被害防止特措法第四条の二において、協議会は、地域の関係機関等が連携して被害防止対策に取り組むために必要な協議や連絡調整を行うため、市町村が単独で又は共同して組織することができるものとして規定されているところである。

協議会は、市町村に加え、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関その他市町村が必要と認める者をもって構成するものとする。

協議会においては、市町村による被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止対策の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(2)　鳥獣被害対策実施隊

①　基本的な考え方

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、協議会を組織することに加え、鳥獣被害対策実施隊員により、市町村における被害防止対策が持続的に行われることが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、当該鳥獣被害対策実施隊が中心となって当該市町村における被害防止対策が適切に行われるよう必要な体制整備を図るものとする。特に、三大都市圏を中心として一部の地域においては、鳥獣による被害が発生しているにもかかわらず、設置の進捗に遅れが見られることから、被害防止対策を適切に行えるよう、設置の促進により一層努める必要がある。また、被害防止対策を効果的に行うための体制の整備を図る観点から、捕獲技術等

このため、市町村において、協議会の組織化を推進するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進する。

(1)　協議会

鳥獣被害防止特措法第四条の二において、協議会は、地域の関係機関等が連携して被害防止対策に取り組むために必要な協議や連絡調整を行うため、市町村が単独で又は共同して組織することができるものとして規定されているところである。

協議会は、市町村に加え、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関その他の市町村が必要と認める者をもって構成するものとする。

協議会においては、市町村による被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止対策の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(2)　鳥獣被害対策実施隊

①　基本的な考え方

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、協議会を組織することに加え、鳥獣被害対策実施隊員により、市町村における被害防止対策が持続的に行われることが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、当該鳥獣被害対策実施隊が中心となって当該市町村における被害防止対策が適切に行われるよう必要な体制整備を図るものとする。特に、一部の地域においては、鳥獣による被害が発生しているにもかかわらず、設置の進捗に遅れが見られることから、被害防止対策を適切に行えるよう、設置の促進により一層努める必要がある。